

平成28年度

財政援助団体等監査の結果に関する報告

(監査期間：平成28年8月2日から平成29年1月30日まで)

〔 郡山勤労感謝の集い実行委員会 〕

平成29年2月10日提出

郡山市監査委員

28郡監査第413号

平成29年2月10日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	七海喜久雄
同	田川正治

平成28年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成28年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

目 次

第1 監査の種類	1
第2 監査の目的	1
第3 監査の範囲	1
第4 監査の対象	1
第5 監査の方法	1
第6 監査の期間	1
第7 監査の結果	1
郡山勤労感謝の集い実行委員会	2
1 団体概要	2
2 改善を要する事項（指摘事項）	6
第8 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	7

平成 28 年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査

第 2 監査の目的

補助金等の交付事務は適正に行われているか、補助金等に係る事業が、その目的に沿って適切に運営されているか、また、財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、適切に行われているかを主眼として実施した。

第 3 監査の範囲

平成 27 年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行について実施した。
なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とした。

第 4 監査の対象

(団 体) 郡山勤労感謝の集い実行委員会
(所管部局) 政策開発部雇用政策課

第 5 監査の方法

あらかじめ監査対象部局等に関係資料の提出を求め、これを基に諸帳簿等書類を試査し、所管部長等から説明を受けるとともに、関係職員への質問を行った。

第 6 監査の期間

平成 28 年 8 月 2 日から平成 29 年 1 月 30 日まで

第 7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められたが、所管部局については、一部に改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、団体及び所管部局に対し、口頭で措置を促した。

郡山勤労感謝の集い実行委員会 （所管課：政策開発部雇用政策課）

1 団体概要

(1) 設立年月日

平成 27 年 5 月 8 日

この実行委員会については、毎年度当初に開催される実行委員会により組織され、事業の終了とともに実行委員会も終了としている。

(2) 設置目的

郡山市内事業所の優良従業員を表彰し、従業員の勤労意欲高揚と定着性の向上、ひいては商工業の発展・振興を図ることを目的とし、毎年、勤労感謝の日ごろに、永年勤続表彰式を実施するため、郡山商工会議所・郡山地区商工会広域協議会・郡山市により組織された実行委員会を設置している。

(3) 事務局

郡山商工会議所内に設置している。

(4) 組織

◆実行委員会

役職	団体名及び役職		備考
会長	郡山商工会議所会頭		
副会長	郡山市副市長		
	郡山商工会議所副会頭		
	郡山地区商工会広域協議会会長		
委員	郡山商工会議所経営委員長		審査委員長
	郡山商工会議所経営副委員長（2人）		審査副委員長
	富久山町商工会会長	三穂田町商工会会長	
	片平町商工会会長	安積町商工会会長	
	喜久田町商工会会長	日和田町商工会会長	
	熱海町商工会会長	田村町商工会会長	
	逢瀬町商工会会長	中田町商工会会長	
	湖南町商工会会長	西田町商工会会長	
監事	郡山市政策開発部長		
	郡山地区商工会広域協議会事務局長		

(5) 事業骨子

郡山市内事業所の優良従業員を表彰し、従業員の勤労意欲高揚と定着性の向上、商工業の発展・振興を図ることを目的として、次の事業を行う。

- ア 優良従業員表彰に関すること。
- イ 期間中に実施される関連事業に関すること。
- ウ その他目的達成に必要なこと。

◆実施要領

事業名： 第50回郡山勤労感謝の集い優良従業員表彰式

開催日時： 平成27年11月20日（金） 17:30～

主催： 郡山勤労感謝の集い実行委員会

（郡山商工会議所、郡山地区商工会広域協議会、郡山市）

会場： ホテルハマツ

◆表彰内容

表彰名		事業所数	受賞数
功労者表彰（特別表彰）		2社	2名
永年勤続表彰	10年以上	26社	62名
	20年以上	20社	31名
	30年以上	10社	17名
事業所表彰			1社

(6) 収支予算及び決算報告について

収支予算については、前年度と同様の計上額となっており、例年どおりの予算配分となっている。

また、平成27年度の決算額は、予算額2,345,000円に対し、収入及び支出ともに2,355,072円で同額である。

収入の内訳と構成率は、郡山市負担金1,000,000円(42.4%)、事業所負担金800,000円(34.0%)、郡山商工会議所負担金300,000円(12.7%)、郡山地区商工会負担金200,000円(8.5%)、スポンサー収入30,000円(1.3%)、来賓会費と預金利息による雑収入25,072円(1.1%)となっている。

支出の内訳と構成率は、表彰式・パーティー会場代及び飲食代等の会場費1,302,444円(55.3%)、受賞者に対する記念品購入代の記念品費513,237円(21.8%)、募集リーフレット及び表彰式用パンフレット印刷代等の印刷費378,061円(16.0%)、賞状作成代及び筆耕料等の雑費96,357円(4.1%)、会議等会場使用料等の会議費32,919円(1.4%)、切手及びはがき購入代の通信費32,054円(1.4%)となっている。

実行委員会が作成した収支決算書は次のとおりである。

収 支 決 算 書

(自:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【収入の部】

[単位:円]

	科目	決算額	予算額	比較増減	摘要
1	郡山市負担金	1,000,000	1,000,000	0	郡山市
2	郡山商工会議所負担金	300,000	300,000	0	郡山商工会議所
3	郡山地区商工会負担金	200,000	200,000	0	12商工会
4	事業所負担金	800,000	805,000	△ 5,000	@6,000×62人(10年) @7,000×31人(20年) @8,000×17人(30年) @5,000×15人(事業主)
5	スポンサー収入	30,000	30,000	0	
6	雑収入	25,072	10,000	15,072	預金利息 外
	合計	2,355,072	2,345,000	10,072	

【支出の部】

[単位:円]

	科目	決算額	予算額	比較増減	摘要
1	記念品費	513,237	470,000	43,237	62人(10年受賞者) 31人(20年受賞者) 17人(30年受賞者) 2人(功労者表彰) 1社(事業所表彰)
2	会場費	1,302,444	1,370,000	△ 67,556	会場設営、食事代、アトラクション 司会代 外
3	印刷費	378,061	350,000	28,061	申込書 当日パンフ印刷代 外
4	通信費	32,054	30,000	2,054	切手代 はがき代 外
5	会議費	32,919	55,000	△ 22,081	会場使用料 外
6	雑費	96,357	60,000	36,357	事務用品、筆耕料 外
7	予備費	0	10,000	△ 10,000	
	合計	2,355,072	2,345,000	10,072	

(7) 負担金の交付

昭和 41 年度より補助を継続しており、補助開始から 49 年（平成 27 年度時点）経過している。

平成 27 年度負担金の交付実績は次のとおりである。

負担金名	対象経費及び負担額	事業費総額	交付額
郡山勤労感謝の集い負担金	記念品費、会場費その他の郡山勤労感謝の集いの実施に要する経費を対象とし、その額は、実施に要する経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内で定める額とする。	2,355,072 円	1,000,000 円

(8) 負担金交付額確定までの経緯について

月 日	内 容
H27. 4. 1	郡山市へ負担金の交付申請書提出（交付申請額 1,000,000 円）
H27. 4. 1	郡山市より負担金の交付決定通知（交付額 1,000,000 円）
H27. 4. 14	事業着手日
H27. 5. 8	実行委員会 設立（実行委員会にて承認された日）
H27. 5. 20	郡山市より負担金の振込
H27. 11. 20	第 50 回郡山勤労感謝の集い 優良従業員表彰式開催
H28. 3. 30	実行委員会監事による収支決算書の認証
H28. 3. 31	事業完了日
	郡山市へ負担金の実績報告書提出
H28. 3. 31	郡山市において負担金の額の確定（確定額 1,000,000 円）

2 改善を要する事項（指摘事項）

所管部局に対する改善を要する事項

(1) 補助金等交付事務について

実行委員会成立前に、実行委員会会長の申請による交付申請書を受理し、交付決定していた。

第8 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 補助事業における適切な経理事務と指導及び監督の徹底について

市より補助金や負担金などの財政援助を受けて実施する補助事業については、所管部局と補助事業者等の関係者は、郡山市補助金等の交付に関する規則第3条第1項及び第2項の規定に基づき、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるよう補助事業の執行に努めなければならないが、今回の監査対象補助事業で、一部改善を要する点が見受けられた。

については、補助事業者等は、補助事業の重要性を認識し、適切な経理事務に努めるとともに、所管部局においては、補助事業の目的が確実に達成されるよう、事業状況等を十分に把握し、的確な指導及び監督の徹底に努められたい。